資料１－２

佐久市教育大綱策定の考え方

１　大綱とは

大綱は、平成２７年４月１日に改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１条の３に規定されるもので、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

２　大綱の位置付け

市の最上位計画である「第一次佐久市総合計画」における教育分野の基本構想の柱に即し、教育委員会が今後策定する「佐久市教育振興基本計画」の基礎となるものです。

また、「第二次佐久市総合計画」の策定を見据えたものとします。

３　大綱の構成等

（１）大綱の記載事項（記載内容等に係る文部科学省初等中等教育局長通知）

ア　大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。

イ　大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例提案等の首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。

（２）記載事項

大綱では「基本理念」を掲げるとともに、「目指す姿」を定める。

「基本目標」については教育振興基本計画等の関係計画に委ねる。

４　基本理念

大綱の基本的な理念であり、第一次佐久市総合計画の基本構想の柱（第１章）に即する。また、文科省通知による要求事項を参酌するとともに、佐久市教育ビジョンの基本理念も考慮する。

基本理念（案）
「生涯にわたり主体的・創造的に学び、
生きる力を育む人づくり、まちづくり」

〇検討材料

（１）第一次佐久市総合計画の基本構想の柱（第１章）
「たくましく心豊かな人材の育成と地域文化の保存・継承と発祥」

（２）基本理念の策定において参酌するもの
国の第２期教育振興基本計画において参酌する主たる部分は、第１部、第２部のうち成果目標の部分

成果目標１　「生きる力」の確実な育成
成果目標２　課題探究能力の習得
成果目標３　生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の習得
成果目標４　社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等
成果目標５　社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の育成
成果目標６　意欲ある全ての者への学習機会の確保
成果目標７　安全・安心な教育研究環境の確保
成果目標８　互助・共助による活力あるコミュニティの形成

（３）佐久市の教育ビジョンの基本理念
「“主体性・創造性・継続性を大事に、共に生き・伸びようとする豊かな人間性”を育みます。」

第一次佐久市総合計画の基本構想の柱

〇たくましく心豊かな人材　⇒　自立する力、共に生きる力、創造する力を持つ人材

〇地域文化の保存・継承と発祥　⇒　地域の特徴を生かし、磨き上げる。

５　目指す姿

基本理念の実現に向け、

目指す子ども像「夢や希望をもって輝き、ともに生きる子ども」
目指す市民像「生涯にわたって学び続け、互いに支え合い高め合う市民」
を定める。